

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 11 月 2 日

申請者 氏名又は名称 ^{カゲンキカイシャ オースイ} 株式会社 オースイ
 住所 ^{〒540-0026} 大阪市中央区内本町2-3-8 077111 スビル本町409
 代表者氏名 ^{フクサキ ヒサト} 代表取締役 福崎 久人
 電話番号 06-6355-4176
 FAX番号 06-6355-4171
 メールアドレス info@o-sui.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	土守町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 3 年 10 月 18 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 オースイ
〒540-0026
住 所 大阪市中央区内本町3丁目3番8号ダイワロイストビル本町409
代表者氏名 フクザキ ヒサト
代表取締役 福崎 久人

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 フクザキ ヒサト 福崎 久人 取締役 ハバ エウキ 馬場 裕貴 取締役 オシノ ヒトシ 岡嶋 悟 取締役 カミムラ タケヤ 上村 拓也	
事業の範囲	・水道/工事、修理及びメンテナンスの護免 ・管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 オースイ
上記事業所の所在地	郵便番号 540-0026 住所 大阪市中央区内本町二丁目3番8号 タワハラビル本町409 電話番号 06-6355-4176 FAX番号 06-6355-4171 メールアドレス info@o-sui.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ハバ エウキ 馬場 裕亮 フジイ ヨウスケ 藤井 洋介	第303177号 第303441号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 3 年 10 月 18 日 現在

種 別	名 称	型式, 性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	金切り鋸		5	
	パイプカッター		4	
	塩ビカッター	VC40	5	
	ロータリーハンドソー	CB18F	3	
	電子セーバーソー	CR12V	1	
管の加工用の機械器具	手動パイプネジ切り器	ラチュット式	2	
	自動パイプネジ切り器	REX150A	2	
	ビニール管用面取り器	NWE DERBY	2	
	ヤスリ	300 平型半丸形	2	
	ディスクグラインダー	DGS-100KY	2	
接合用の機械器具	パイプレンチ	450mm	3	
	パイプレンチ	600mm	3	
	パイプレンチ	300mm	3	
	ガストーチ	ワンタッチ式	4	
	アングラス	ワンタッチ式	3	
	プライヤー	MP-250W	4	
	モンキーレンチ	UM36	5	
水圧テストポンプ	手動式テスト	T100K	2	
	電動式テスト	KY20A	1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 10 月 18 日

申請者

氏名又は名称 株式会社オースト

住 所 大阪市中央区内本町二丁目3番8号

代表者氏名 タワハラビル本町409

代表取締役 福崎 久人

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府中央区内本町二丁目3番8号ダイアパレスビル本町409
株式会社オースイ

会社法人等番号	1200-01-236201	
商号	株式会社オースイ	
本店	大阪府大阪市北区梅田1-1-3大阪駅前第3ビル2307	
	大阪府中央区内本町二丁目3番8号ダイアパレスビル本町409	令和 3年 5月20日移転 ----- 令和 3年 5月28日登記
公告をする方法	官報に掲載して行う。	
会社成立の年月日	令和3年3月22日	
目的	(1) 水道工事、修理及びメンテナンスの請負 (2) 管工事業 (3) 内装仕上工事業 (4) 塗装工事業 (5) 経営コンサルティング業務 (6) マーケティングに関するコンサルティング業務 (7) ビルメンテナンス業 (8) 電子出版物の制作、販売及び仲介 (9) 前各号に附帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	1万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
資本金の額	金200万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役	福崎久人
	取締役	馬場裕貴
	取締役	岡嶋悟

定款

株式会社オースイ

株式会社オースイ定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社オースイと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

(1)水道工事、修理及びメンテナンスの請負

(2)管工事業

(3)内装仕上工事業

(4)塗装工事業

(5)経営コンサルティング業務

(6)マーケティングに関するコンサルティング業務

(7)ビルメンテナンス業

(8)電子出版物の制作、販売及び仲介

(9)前各号に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当社の株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第10条 当社の発行する株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当社に提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、住所、氏名又は名称及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(招集通知)

第15条 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに、書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに、議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社に置く取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当会社に取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名以上を定め、その内1名を社長とする。

2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を代表取締役とし、社長とする。

3 社長は、当会社の業務を執行する。

(報酬等)

第25条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当が、その支払の提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第28条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金2,000,000円とする。

2 当会社の成立後の資本金の額は、金2,000,000円とする。

(最初の事業年度)

第29条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和4年2月28日までとする。

(設立時役員)

第30条 当社の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時取締役 福崎 久人
設立時取締役 馬場 裕貴
設立時取締役 岡嶋 悟
設立時取締役 上村 拓也
設立時代表取締役 福崎 久人

(発起人の氏名ほか)

第31条 発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引き換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

住所 大阪府八尾市教興寺5丁目97番地
福崎 久人 50株 金 500,000円
住所 大阪府大阪市平野区长吉長原東3丁目14番5号
馬場 裕貴 50株 金 500,000円
住所 埼玉県川口市東川口4丁目4番13号 サニーハイツ東川口 A201号
岡嶋 悟 50株 金 500,000円
住所 愛知県名古屋市中熱田区千年一丁目20番10号
上村 拓也 50株 金 500,000円

(法令の準拠)

第32条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社オースイ設立のため、発起人の定款作成代理人である行政書士小谷昇は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和3年3月1日

発起人 福崎 久人

発起人 馬場 裕貴

発起人 岡嶋 悟

発起人 上村 拓也

上記発起人の定款作成代理人 行政書士 小谷 昇



本書は、原本と相違ないことを証明いたします。

令和3年10月15日

株式会社 オースイ

代表取締役 福崎久人



給水装置工事主任技術者証

免状番号 第303177号 氏名 馬場 裕貴



免状交付日 令和 2年 2月 7日
生年月日 昭和61年10月29日
本籍 大阪府
研修修了日
本証発行日 2020/10/01
有効期限 2025/10/31

給水装置工事主任技術者証

免状番号 第303441号 | 氏名 藤井 洋介



免状交付日 令和 2年 2月 7日
生年月日 昭和62年 1月13日
本籍 大阪府
研修了日
本証発行日 2020/10/01
有効期限 2025/10/31

厚生労働大臣指定試験機関 公益財団法人給水工事技術振興財団理事長

事業所の位置図



見取り図



事業所の写真 外観



事業所の写真 室内



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 11 月 2 日

申請者 氏名又は名称 ^{カガミキガシヤ オースイ} 株式会社 オースイ
 住所 〒580-0026 大阪市中央区本町2-3-8 ^{77731012ビル本0J 401}
 代表者氏名 ^{フガキヒサト} 代表取締役 福崎 久人
 電話番号 06-6355-4496
 FAX番号 06-6355-4171
 メールアドレス info@o-sui.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者(選任)・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	土寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社オースト

住 所 大阪市中央区内本町二丁目3番8号
タワハラビル本町409

代表者氏名 代表取締役 福崎久人

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 オースト	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
ハバ コウキ 馬場 裕貴 アミイ ヨウスケ 藤井 洋介	第303177号 第303441号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証

免状番号 第303177号 氏名 馬場 裕貴



免状交付日 令和 2年 2月 7日
生年月日 昭和61年10月29日
本籍 大阪府
研修修了日
本証発行日 2020/10/01
有効期限 2025/10/31

給水装置工事主任技術者証

免状番号 第303441号 | 氏名 藤井 洋介



免状交付日 令和 2年 2月 7日
生年月日 昭和62年 1月13日
本籍 大阪府
研修了日
本証発行日 2020/10/01
有効期限 2025/10/31

厚生労働大臣指定試験機関 公益財団法人給水工事技術振興財団理事長